島根県医師会入会金徴収規程

- 第1条 本規程は、島根県医師会定款第8条第3項によりこれを定める。
- 第2条 本会に入会しようとする者は、入会金を納めなければならない。
- 第3条 前条入会金は、島根県医師会会費賦課徴収規程第2条第1項第一号による甲種会費納入会員に限る。 ただし、同条同項第二号による乙種会費納入会員から甲種会費納入会員に異動する場合も前条に準ずる。
- 第4条 第2条に定める入会金は、1名300,000円とし、入会又は異動届出の際、本会に納付するものとする。
- 第5条 既納の入会金は、理由の如何を問わず、これを還付しないものとする。
- 第6条 本規程は、代議員会の決議を経なければ、これを変更することができない。

附 則

(施行期日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。